

介護ロボット等導入支援特別事業について（別紙資料2）

ア 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

現状、介護ロボットの中には上市されて間もない状況にあること等により、価格が高額なものがある。

介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が一層推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入について特別に支援するため、平成27年度補正予算（案）において、一定額以上（20万円超）の介護ロボットを介護保険施設・事業所※へ導入する際の費用について、地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）を活用し助成する。

本事業の対象となる介護ロボットは、地域医療介護総合確保基金と同様に、乗乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援、入浴支援において利用することで効率化や負担軽減などの効果があるものとし、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の策定や導入効果の報告等を要件とする予定である。

また、導入のための補助額は1施設・事業所につき300万円を上限とし、補助率は10/10を予定している。

本事業の積極的な活用により、介護従事者の負担軽減に資する取組を推進していただくようお願いしたい。

※施設サービスに限らず、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護など介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所が対象。

(1) 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

事業概要

- ・介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するため、一定額以上(20万円超)の介護ロボットを介護保険施設・事業所へ導入する費用を助成する。
- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。→市町村が各介護保険施設・事業所から提出された計画内容を判断

事業対象

- ・介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所
- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
 <記載内容>
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すこと
 - 他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
 - 1 施設・事業所につき上限額300万円、補助率10/10
- ii 上限額の考え方
 - ・居宅サービスと介護予防サービスと両方指定を受けている場合は1事業所とする。

事業の流れ

